

国立大学法人徳島大学における競争的研究費の直接経費から研究代表者（P I）等の人件費の支出により確保された財源の活用方針

令和6年2月21日

学 長 裁 定

国立大学法人徳島大学（以下「本学」という。）は、「競争的研究費の直接経費から研究代表者（P I）の人件費の支出について」（令和2年10月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、競争的研究費の直接経費から研究代表者（P I）又は研究分担者（以下「研究代表者（P I）等」という。）の人件費（以下「P I人件費」という。）を支出することにより確保された財源の活用について、以下のとおり定めるものとする。

1. 目標

P I人件費の支出により確保された財源（以下「研究力向上財源費」という。）を活用し、研究代表者（P I）等の処遇改善を図るとともに、研究者が自らの可能性に挑戦できる研究環境の整備・強化を通じて、本学の研究力を向上させることを目標とする。

2. 対象となる事業

各府省が所管する競争的研究費のうち、資金配分機関が指定する事業とする。

3. 研究力向上財源費の使途

第1項の目標を達成するための具体的な研究力向上財源費の使途及び配分割合は、以下のとおりとする。

- (1) 研究代表者（P I）等に対する手当の支給 80%
- (2) 研究代表者（P I）等の研究環境整備等 10%
- (3) 全学の研究環境の整備・強化 10%
 - ・若手研究者及び博士（後期）課程学生等への支援
 - ・研究共用設備・機器及び研究環境の整備
 - ・その他、研究力向上へのための支援

4. 留意事項等

- (1) 前項の規定にかかわらず、研究代表者（P I）等からの申出があった場合には、同項第1号の配分割合を減じ、第2号又は第3号の配分割合を増すことができる。
- (2) 競争的研究費の直接経費は、競争的研究費を獲得した研究者が、自らの責任において当該研究を着実に遂行するために支出するものであり、本学がP I人件費の支出を強制するものではない。
- (3) 本活用方針は、研究代表者（P I）等の意向等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。